

古琉球期の琉球王国における「海船」をめぐる諸相

岡 本 弘 道

Several Aspects of Sea-Going Vessels of Ryukyu Kingdom in Old Ryukyu Period

OKAMOTO Hiromichi

I have clarified each of the following points in regard to the “sea-going vessels” that composed the basis of sea activity and cultural interaction in the Ryukyu Kingdom during the Old Ryukyu period. (1) The first sea-going vessels of Ryukyu were the *Jigo-sen* vessel(s) with identification numbers that were built and registered during the Ming Dynasty. It can be said that the growth that is visible in the scale of the sea-going vessels in the middle of the 15th century and then their miniaturization in the first part of the 16th century are phenomena that both indicate the uniqueness of Ryukyu. (2) The *Han' in Kango* tally that was issued along with the dispatch of Ryukyu sea-going vessels is something that runs through the East Asian sea region during that age. Furthermore, by tracing back those numbers, I have presented the concrete circumstances behind the dispatch of Ryukyu sea-going vessels. (3) Ryukyu sea-going vessels were named in the respective fashions of China, Japan, and Ryukyu and their operating organizations were diverted to the *Hiki* land-based organizations, which had a major influence on the establishment of the system of governance in the Ryukyu Kingdom.

キーワード：琉球王国，海船，字号船，半印勘合，ヒキ

はじめに

琉球王国は、とりわけ14世紀から16世紀にかけての海上交易によって繁栄したが、それらの海上交易活動は、もちろん荒波を乗り越えての航海を可能にする「海船」¹⁾とそれを操る船乗り集団がいなければ成り立たない。近年の研究の進展により明朝との朝貢関係が始まる以前から琉球弧一帯が海上交易と密接に結びついていたことが知られるようになった。大型の外洋船も、その段階で既に琉球弧と域外の

1) 「海船」とは語義そのものは単に海洋を航行する船舶ということであるが、そうすると琉球の場合、ほとんど全ての船舶が該当することになる。一般に琉球史研究における「海船」とは、沿岸航行や短距離の島嶼間航行に留まらない、遠洋航行に耐えうる大型の船舶という意味で用いられてきた。以下、本稿においてもそのような意味で用いることとする。

間を往来していたと考えるのが妥当であろう。しかし、「琉球の時代」²⁾とも称される琉球の大航海時代を支えたのは、やはり明朝との朝貢関係が開始された初期段階において明朝から大量に「下賜」された海船であり、その運用に携わった多数の船乗り集団であった。海船の具体像も、当時の船乗り集団の実態も、残された史料からだけでは十分な復元は困難である。しかし、琉球王国の海上交易活動を明らかにし、それらの活動を媒介として様々なレベルで展開されていた文化交渉の実像に迫るためには、まずこれら海船の問題を丹念に整理する作業が不可欠であろう。そもそも海上の島嶼に成立した琉球王国にとって、域外との文化交渉は基本的に海船なしではなし得ないことであり、海船の実態解明は琉球の文化交渉を論じる原点とも言える。さらに言えば、この海船及びそれを取り巻く状況の変容それ自体も文化交渉の一端であり、解明すべき主題の一つでなくてはなるまい。

本稿においては、従来の諸研究の成果を踏まえ、とりわけ古琉球期（～1609年）における琉球の海船にかかわる問題を検討対象とする。古琉球期の琉球の海船については、『歴代宝案』（以下、『宝案』と略称）が研究者の利用に供されるようになった1930年代中頃から注目を集めるようになり、小葉田淳氏³⁾や安里延氏⁴⁾、東恩納寛惇氏⁵⁾などによって基礎的な研究が積み重ねられた。さらに中国・台湾の研究者との交流の中でいくつかの重要な指摘がなされることとなった。高良倉吉氏や真栄平房昭氏、豊見山和行氏等現在の琉球史研究をリードする研究者たちの一連の研究・著述も、これらの研究蓄積の上に進められたものである。最近ではその中でも豊見山氏が精力的に研究を進める⁶⁾と共に、山田浩世氏など若手の研究者による論文も提出されている⁷⁾。本稿ではこれらの成果を踏まえつつ、その調達と管理、運用の実態、運用組織と「ヒキ」との関連性の各論点について論じ、琉球の海船をめぐる文化交渉の一端を明らかにしてゆきたい。

一、「海船」の調達と管理 — 「字号船」から「土船」へ

1. これまでの研究成果

琉球王国、とりわけ明朝との朝貢関係が成立した後、島津氏の侵攻を受ける1609（万暦37）年に至るまで、琉球の海船については主に『宝案』に残された記述を中心に研究がなされてきた。そしてその中から導き出された知見は論者によって多少の差はあるものの、14世紀末から15世紀前半にかけての明朝よりの海船「下賜」期、15世紀中葉から16世紀前期にかけての琉球による福建での自弁建造期、16世紀

2) 高良倉吉『新版 琉球の時代 — 大いなる歴史像を求めて —』（ひるぎ社、1989年。初版は筑摩書房、1980年）。

3) 小葉田淳『増補 中世南島通交貿易史の研究』（臨川書店、1993年。初版は日本評論社、1939年）。

4) 安里延『沖縄海洋発展史 — 日本南方発展史序説』（沖縄県海外協会、1941年）。なお本書は『日本南方発展史 — 沖縄海洋発展史』と改題されて同年に三省堂から再刊され、のち1967年に琉球文教図書から初刊本が原題のまま復刻されている。

5) 東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』（帝国教育会出版部、1941年）。のち『東恩納寛惇全集』3（第一書房、1984年）に収録。

6) 入間田宣夫・豊見山和行『日本の中世5 北の平泉、南の琉球』（中央公論新社、2002年）。豊見山和行「琉球列島の海域史研究序説 — 研究史の回顧と二、三の問題を中心に」（『琉球大学教育学部紀要』第68集、2006年）。

7) 山田浩世「古琉球における海船の変遷とその状況」（『よのつち 浦添市文化課紀要』第3号、2007年）。

後半以降の琉球での海船自力建造期に大別される。もっとも、これらの時期区分は概ね『宝案』『明実録』等の断片的な記述・表記を根拠とするものであり、その解釈を巡って多少の議論はあるものの、具体的・実証的な検討を行うには相当に史料が不足していると言わざるを得ない⁸⁾。

琉球と明朝の公式な関係が開始された1372（洪武5）年段階で、琉球が使用した海船の具体的情報は残されていない。招諭使として渡琉した楊載の船に同乗して海を渡ったとする見方が一般的だが、この段階で既に琉球に滞在していたと考えられる中国人が存在すること⁹⁾や、また元末期の日元間航路が博多—明州ルートから琉球—福建ルートにシフトしていたと見られることなど¹⁰⁾から、琉球側で独自に海船を調達しえた可能性もある。いずれにせよ、明朝が琉球優遇政策を開始した1383（洪武16）年以後には、明朝から「下賜」された海船が琉球の海上活動の主体をなすようになっていったと考えられる¹¹⁾。洪武・永楽年間に明朝から琉球に下賜された海船は30隻にも及んだという¹²⁾。1380年代から1450年代にかけての琉球の対明朝貢の盛況¹³⁾はこれら多数の海船により実現したのである。

これら明朝から下賜された海船は、琉球史研究においては一般に「字号船」と呼ばれている。『宝案』等の漢籍史料において、「○字号船」として記載されるためである。この字号船については『宝案』の研究が始まった段階から既に注目を集めており、小葉田淳氏と安里延氏はこの字号に基づいて琉球船の運用状況を整理している¹⁴⁾。安里延氏が提示した字号船派遣表をもとに再整理した表を提示しておく（表1）。これらの先行研究においては、字号船に冠せられる特定の字は『千字文』等から好字を取ったとされるが¹⁵⁾、実際には『千字文』に含まれない字も多く使われており（勝・猛・勇・順・寿・智・埤）

-
- 8) 例えば前掲山田論文においては、「海船」の史料上の表記の変化に着目してその実像に迫ろうとする。ただしその論理展開にはやや無理がある。特に「本國小船」の「本国」という語に固執して琉球において建造されたと断定しながら、同時期に出現する「小船」を「本國小船」と互換性を持つ語として琉球建造の小海船とする点には首肯できない。「本国」という語の有無に拘わらず同じ船であるのなら、その船の本質を表す上で「本国」という語を持つ意味も相対的に軽く見積もらざるを得ない。この語を無理に深読みして琉球で建造されたと解釈するよりは、それ以前の明朝側で登録された字号船に対してそうではない船、すなわち琉球側の船という程度の意味で「本国」を解釈する方がむしろ自然であろう。そう考えると、「本国」のつかない「小船」の事例の大部分が16世紀末以降に集中していることも、字号船の存在を想定しなくてもよくなったという文脈的観点から容易に理解できよう。
- 9) 例えば1411（永楽9）年に致仕・還郷を願い出た長史の程復は、中山王に「四十余年」仕えてきたとされており、逆算すると1371年よりも前から琉球に居たことになる。
- 10) 榎本渉「元末内乱期の日元交通」『東洋学報』84-1, 2002年。また橋本雄「肥後地域の国際交流と偽使問題」（『中世日本の国際関係』吉川弘文館, 2005年）。
- 11) 明朝の海船下賜についての初出は『明太祖実録』洪武18（1385）年正月丁卯（5日）の条。
- 12) 『宝案』1-17-07によると、正統4（1439）年の時点で「比先洪武・永楽年間、数ふるに三十号船有るも、遯年往來して多く破損を被り、止だ海船七隻を存するのみ」という。
- 13) 岡本弘道「明朝における朝貢国琉球の位置付けとその変化 — 14・15世紀を中心に —」（『東洋史研究』第57巻第4号, 1999年）, 3-8頁。
- 14) 註3) 小葉田著書, 第二篇第二章「琉球船の渡航」, 126-168頁。また、同書第二篇第三章第一節「船舶」, 168-180頁。
註4) 安里著書, 卷末の琉球船航海表。また、同書第五章第一節「支那よりの支給船と船舶の総数」, 61-68頁。
- 15) 註5) 東恩納著書, 218頁では「仁義礼智信, 宇宙, 天地, 安寧等普通の好字の外に千字文等の序列文字を取つてある事が一見明かである」とされ、また前掲安里著書, 68頁では「仁義礼智信等の徳目名や、或は千字文の好字をその船名としてゐる」とされている。

この中でも「埭」などはどう見ても好字ではないから、必ずしもそうとばかりも言えない。また、安里氏はそれぞれの字号の史料上の出現期間から「継続年数」を算出しているが、10年間を超えて運用が確認できない場合を分けて考えると、各字号船の運用年数は決して長いものではないことが見て取れる。

この字号については、その後新たな史料が提示されている¹⁶⁾。『崇武所城志』「戦船」¹⁷⁾には、崇武千戸所に配置されていた船隻のうち、各百戸が管理していた官船・快船についての記載がある。これを整理すると表2のようになる。この一覧の中には既に失われていた船隻も少なからず見受けられるが、恐らく『崇武所城志』が最初に編纂された1542（嘉靖21）年段階で復元されたものと考えられる。これによると、崇武千戸所の戦船編成は、「勝字」の八百料官船、「勇字」の四百料船、「福字」の八艘快船によって構成されていたことがわかる¹⁸⁾。この中で特に注目されるのが、(6)の「勇字五十九号」四百料官船であり、「此の船は後に琉球国中山王に送られ、差わされた長史郭祖尾をして国に去かしむ。」と記されている。琉球側の史料を参照すると、『宝案』に1434（宣徳9）年の中山王尚巴志から礼部への咨の中に、「長史郭祖每・程安等」が1431（宣徳6）年に謝恩使節として明へ派遣された際、福建にて海船一隻を賜ったとする記述がある¹⁹⁾。そしてその後『宝案』中に「勇字号船」の派遣についての記載が見られることから、『崇武所城志』の「勇字五十九号」官船は1431年から34年までの間に琉球に下賜され、琉球側では以後「勇字号船」として運用されたことが確認できる。また、琉球のいわゆる字号船とは明朝の衛所にて字号によって登録された軍船であること、この勇字号船については明朝では「四百料官船」と呼ばれるタイプの海船であったことも判明する。

その後、1450年代になると明朝から海船が「下賜」される事例は見られなくなり、代わって琉球の自弁による海船建造、そして海船の修理についても琉球の自弁による形態へと変化してゆく²⁰⁾。『宝案』等に搭乗する船名表記は依然として「○字号船」であるものの、琉球の海上活動の中心を占める海船の調達形態は、15世紀中葉に一つの転換期を設定することができる。さらに1520年前後から「○字号小船」「本国小船」等の、さらに1570年代以降は「土船」等の船名表記が見られるようになり、いずれも海船の調達形態の変化を示すものと思われる。

2. 琉球海船の規模についての考察

ところで、古琉球期の琉球海船の規模はどれほどのものであったのだろうか？前節の『崇武所城志』「戦船」には琉球に与えられた勇字五十九号船が「四百料」官船であったと記している。この「料」という単位については議論があるが、山形欣哉氏は『南船記』中の船のデータをもとに1料=10斛=15.8

16) 日本語としては、王連茂「泉州と琉球 — 双方の関係史に関する若干の問題についての調査考証」（『琉球 — 中国交流史をさぐる』浦添市教育委員会、1988年）がある。また註6）入間田・豊見山著書も、王連茂論文を踏まえてこの新たな史料につき詳細に紹介・検討している。

17) 《中国地方志集成》編輯工作委员会編『中国地方志集成』26郷鎮志專輯（上海書店、1992年）所収のテキストに拠る。

18) なお、(7)の哇字十一号四百料官船については、永寧衛左所に配置転換されたため、「哇字」という異なる字号を与えられたと思われる。

19) 『宝案』1-16-21。なお郭祖每が宣徳6年に派遣されたことについては、『宝案』1-16-15に記載がある。

20) 註13) 拙稿。註7) 山田論文。

立方营造尺とする計算値を提示している。これによると、1料=522.6リットルとなり、件の四百料官船は約209キロリットルの容積を運ぶことのできる船ということになる。ちなみに、これを日本石での数値に換算すると約1158.82石となり、近世日本の所謂「千石船」よりも容積の点から見ればやや大型の船ということになる²¹⁾。一方で19世紀後半の琉球王国最末期に記された「琉球藩雜記五」²²⁾によると、進貢船の中古が転用されたと思われる「鹿児島県へ使者役ノ乗船並運送船五艘ノ内」「同三艘」の「積高」は1260石、斤にして31万5千斤とされる。船における石積（大工間尺。現在でいうトン数）は船の長さ・幅・深さなどの基本的な数値を下に簡便な計算式で求められる概数であり、実際に積むことのできる容積／重量とはズレがあるものの、以上の計算から勇字号船を含む明代のいわゆる四百料船は、近世琉球の進貢船・楫船と比べて若干小型ないしはほぼ同規模の船体であったとみなすことができる。この勇字号船は『宝案』によると1442（正統7）年の派遣までしか確認できず、その乗船員数も不明である。ただし『崇武所城志』には官船一隻に軍士110名が搭乗するとあるから、以上の推計と併せて考えれば、近世琉球の頭号船と同じく100人台前半が乗員数の上限であったとみなしてよからう²³⁾。

とすれば、『宝案』からその乗船員数が確認できる、最大で366人、平均でも200人台後半の人員を搭乗させることができた成化年間以降16世紀初めに至るまでの琉球海船²⁴⁾は、この勇字号船と比べても——もちろん、近世琉球の進貢船と比べても——格段に大型の船体を持っていたと考えるべきではないだろうか。古琉球期の海船の規模を考える際、我々が当面利用可能なデータとしては、文献史料上に記載された海船に対する呼称・表記、海船に搭載された貨物、そして海船の乗員数等が存在する。その内、文献史料上の海船の呼称・表記については、前掲の山田氏に至るまで多くの先行研究で検討されたが、もとより大まかな流れを類推しうる程度であり、具体的な変化を論じることのできるものではない。海船に搭載された貨物については、『宝案』中の咨文・符文・執照などに朝貢品・礼物・附搭貨物等の詳細なリストが残されてはいるが、これらはあくまで海船に搭載された全貨物の中のほんの一部に過ぎない²⁵⁾。一方、海船の乗員数については特に執照の残存状況から15世紀後半以後の数値しかわからないものの、前二者に比べれば海船自体の規模をより反映していると思われる。先に考察したように、15世紀

21) 以上は、山形欣哉「『南船記』における「料」について」（『海事史研究』第53号、1996年）に依拠し、1石=2斛=3.16立方营造尺=104.52リットル、1营造尺=321ミリメートル、日本の現行石を1石=180.39リットルとして計算したものである。なお、明朝中国においても日本とは異なる「石」の容積単位が存在したが、混乱を避けるため本稿において単に「石」と表記する際はすべて山形氏の日本石の定義に基づくものとする。

22) 『沖縄県史』第14巻資料編4 雑纂1（琉球政府、1965年）、172頁「船車之式」。なお山形欣哉『歴史の海を走る——中国造船技術の航跡』（図説中国文化百華・第16巻、農業漁村文化協会、2004年）、142頁で引用された、新里恵二・田港朝昭・金城正篤『沖縄県の歴史』（山川出版社、1972年）中の記述（111頁）もこの史料に拠るものと思われる。

23) なお、川越泰博『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会、2001年）、第一章「海防活動」は、四百料官船の定員を100名としている。

24) 註13) 拙稿等を参照のこと。

25) 例えば琉球から明朝への朝貢品は、15世紀中葉から16世紀初まで一隻当たり馬20匹、硫黄2万斤が通例であったが、これを馬1匹=300kg、1斤=600gで重量換算すると計約18tであり、海船の積載可能容量の割に満たない程度の量に過ぎなかった。

前期の琉球海船「勇字号船」とほぼ同規模と思われる近世日本の千石船は、沿海航行のみとはいえ通常20名前後の乗員で運用されていたとされる。また、朱印船貿易に用いられた海船の規模は石積に換算すると4000～5000石前後となる巨艦であったが、乗船員数は235～384名とされる²⁶⁾。船の構造自体は相当に異なるものの、200人台後半から300人台前半の員数を載せるために必要な船の規模をこれらの事例から推測すると、勇字号船の「四百料」よりは格段に大型の海船を想定する必要があるとは言えるだろう。仮に近世琉球の進貢船において、「1260石積」で120人の乗員であったとすれば、一人あたり10石程度となるから、もし300人を載せるとすれば、その船の容積としては約3000石程度を想定することができる。これは明朝で言う千料船に相当する。古琉球期においては中国への進貢船の場合300人を越える場合があり、東南アジアへの派遣船でも240人を越える場合があった。少なくともこのような規模で乗船員数が推移した15世紀後半から16世紀初頭において、琉球の海船の規模は四百料船よりはむしろ八百料船ないしは千料船に相当するものと想定する方が自然であると思われる²⁷⁾。

もちろん、洪武・永楽から宣徳・正統年間に至るまでの間には、勇字号船より大きな官船が琉球に「下賜」された可能性もあり、確たる史料が得られない状況での判断にはとりわけ慎重を要する。ただ、もし15世紀後半の琉球派遣船の執照に見られるような、一隻に200人台後半の乗船員数を前提に考えれば、その海船は先の表2で見たような明朝沿海衛所の戦船配備の状況に当てはめても四百料船クラスよりはむしろ八百料船クラスの方を想定しなければなるまい²⁸⁾。

ただし、15世紀後半以降、琉球派遣船執照から判明する各船隻毎の総乗船員数を追っていくと、15世紀後半から1510年代までの200人台後半が、1520年代以降になると突然ほぼ半減し、100人台前半に落ち込んでゆく。この時期は『宝案』中の海船に関する記述に「○字号小船」「本国小船」などという表記が登場し、琉球の海船自体に大きな変化が見られる時期に当たる。以後海船によってその数字に多少の幅はあるものの、近世琉球期の進貢頭号船に見られる120人の定員とほぼ変わらない規模で推移する。このことは、1520年代以降の「○字号小船」「本国小船」の船体の規模が近世琉球の進貢船の規模とほぼ同じレベル——つまり、明朝の規定でいうところの四百料船程度の規模——になったことを窺わせる。そしてそれ以前の15世紀後半から1510年代に至るまでの「○字号船」は、それらの船体に比べて乗船員数が約二倍であることから、その積載可能容積もやはり約二倍であったと考えるのが自然であり、上記の推定とも符合するのである。

3、琉球における海船調達・運用の主体性

そして、このように想定するとき、琉球の海船調達の手段が主に琉球の自弁による海船建造の時期と琉球の海船の規模を八百料船ないし千料船と考えられる時期が一致することは非常に興味深い。もちろ

26) 註22) 山形著書、139頁、朱印船推定表。

27) この想定は、明朝から琉球へ派遣された冊封使のいわゆる冠船・封船の規模と乗員数を考えても妥当なものである。

なお、冠船・封船の規模については専論として松浦章「明清時代の使琉球封舟について」(『関西大学文学論集』45-2, 1995年。のち若干の修正が加えられて松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』榕樹書林, 2003年に収録)等がある。

28) なお、『正徳大明会典』巻160, 工部14, 船隻には「四百料鑽風海船」の前に「一千料海船」についての規定があるから、前述のように千料船クラスも想定に加えるべきであろう。

ん、それ以前の時期に明朝から琉球に「下賜」された海船がすべて勇字号船のような四百料船かどうかはわからないし、そうではない可能性——八百料船や千料船が「下賜」されていた可能性も十分にあり得る²⁹⁾。ただ、少なくとも琉球の自弁により建造された海船がそれ以前の記録に残っている「下賜」海船や近世琉球期の進貢船よりも巨大なものであったとすれば、単に明朝の財政的要因のため「下賜」が期待できなくなり自弁建造に切り替えたとする見方より、より琉球側の意向を深く読み取ることが可能となる。琉球にとって、材料等を自弁してでも、なお八百料船（ないしは千料船）のような巨大な海船を調達する必要があったとすれば、それはすなわち琉球の朝貢活動や交易活動の適正規模を示すと考えるべきであろう。

一方で、明朝の沿海衛所においては、主に海防活動における船隻の機動性の観点から、より小型で船足が速く小回りのきく船への転換が見られる³⁰⁾。川越泰博氏は沿海衛所に配備された海船について、四百料以上の官船を輸送船とみなし、実戦には向かない軍糧等の運搬船と理解している。また、明朝の沿海衛所における造船の動きは、永楽年間までしか見られず、以後は海防体制自体が空洞化してゆくとも川越氏は指摘している³¹⁾。仮に洪武・永楽年間においては大型の海船を多数「下賜」されたとしても、それ以後の明朝側の状況を踏まえれば時代を下るに従ってそれらの入手可能性は減退してゆく一方であったと考えられる。

とすれば、1450年代までに一般的となる、琉球が物料を自弁して福建にて造船を行うという海船調達方式も、明朝の海防政策の後退により期待できなくなった大型海船の供給・維持を、琉球自らの手によって確保するために生み出した手法とみなすことが可能となる。もちろんそのような手法によって海船を建造するにしても、随意に民間に発注することはできず、従来通り沿海衛所の造船ドックにて建造されたと思われる。そして、そのようにして完成した琉球の海船は、やはり従来どおり衛所の規定に基づいて「○字△△号官船」等として明朝側に登録され、それが『宝案』の記述中に引き続き見られるように「字号船」として運用されたのではないだろうか。そのように考えれば、琉球自弁による海船建造はむしろ、時代状況の変化に対する琉球の積極的な適応のあり方として評価しうるのである。

以上の推測が当を得ているとすれば、1520年代以降に見られる琉球海船の「小型化」も、同様に主に琉球側の都合から引き起こされたこととみなすのが妥当であると思われる。1520年代以降になると、船により差はあるものの、乗船員数・積載朝貢品の数量ともにほぼ半減し、さらに船の表記として「○字号小

29) 例えば前掲『崇武所城志』には「勝字二号」の字号を持つ八百料官船の記述があり、他の「勇字」の字号を持つ四百料官船とは区別される。一方で琉球の海船中にも「勝字号船」の存在が確認される（表1参照）。琉球による自弁建造が一般的となった15世紀後半以後の事例をひとまず除外するとしても、1427年に暹羅国へ派遣された勝字号船（『宝案』1-40-04）については、これと同様の八百料船であった可能性も十分にあり得る。

30) 例えば『正徳大明会典』巻160、船隻には「新江口戦船……至成化十年、堪操者止一百四十隻、拆卸未造、内三四百料者、俱改造二百料快船。」とある。

31) 川越泰博『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会、2001年）、66-67頁。ただし、川越氏自身も「この永楽13年（1415）以降は、……軍船の補充は、基本的には造船によったものではないということが推測されるのである。これは時と共に、海防体制が弛緩化した現象を示すもので、軍船が欠乏しても、新造による補填はなく、多くの場合欠額のまま放置されていたということであろうか。」と断定を避けているように、衛所による造船が全くなされなくなったとまでは判断しがたい。

船」「本国小船」「小船」などが見られるようになる。「字号船」から「本国小船」への転換については多くの先行研究が評価するところであるが、一方で「字号船」の中にも「天字号小船」のようにそれまでより明らかに規模の小さな海船が史料上に見うけられるようになる。このような「字号小船」は、それまでの経緯を斟酌すれば、琉球の自弁による建造船で、なおかつそれまでより小型の海船であるということになる。これはもちろん明朝の管理下における建造であり、明朝側の規制が働いたとみなすことも不可能ではないが、しかしこの時期にあえてそのような規制がなされたと考える積極的な根拠を見いだせない限り、無理のある想定とも考えられる。とすれば、琉球側に何らかの状況の変化があり、その結果として敢えて小型の海船への転換が図られたと考える方がまだしも自然である。琉球の朝貢活動は1476年以降二年一貢となり、正徳年間（1506～1521年）に皇帝の裁可により一年一貢に復されるが、それにもかかわらず中国への朝貢の規模は増加するどころか、年を追って減少傾向を見せていく³²⁾。朝貢活動の規模自体がこのような減少傾向を見せる原因として、複数の先行研究は1511年のポルトガルによるマラッカ占領を挙げている。ポルトガルによるマラッカ占領がどれほど影響したかは不明だが、その前後に何らかの一大変化があったことだけはほぼ間違いない。いずれにせよ、琉球海船の規模が縮小したと見られることもその変化と無関係ではないであろう。1520年代以降、琉球海船の乗員数が200人を越えることは希となり、海船の表記も「字号船」から「天字号小船」「本国小船」「海船」へと移行していく。それと並行して、琉球海船の規模も次第に近世琉球の進貢船の規模に近づいていったものと推測される。1570年代以降『宝案』に登場する「土船」は恐らく琉球国内で建造された海船と思われるが、この船に近世琉球の進貢船の原型を見ることはあながち的外れではあるまい。家譜資料等によると17世紀には既に琉球での進貢船建造が明らかであり、以後も中国等から海船建造技術を学ぶ機会があったにせよ、琉球の海船建造は独自の道を歩み始めていたのであった。

二、「海船」の運用の実態 — 琉球の半印勘合を手掛かりに

1、琉球の半印勘合についてのこれまでの研究成果

琉球の海船は一体どのように運用されたのだろうか？この問題については、古くより小葉田淳・安里延・東恩納寛惇等による研究が存在するが、その中でも特に『宝案』から読み取ることのできる重要な手掛かりとして、琉球の半印勘合に関心が寄せられてきた。この琉球の半印勘合は、同時代に明朝が日本や暹羅等海外諸国に給付して使節往来の照合確認に用いた朝貢勘合と混同されやすく、後の研究者の解釈にもやや混乱が見られる。筆者は以前、この両者を改めて比較検討し、琉球の半印勘合は明朝の制度を模範としつつもそれとは異なる独自の制度であることを再確認している³³⁾。琉球の半印勘合の持つ特徴を簡潔にまとめると、以下のようになる。

32) 次節で紹介する表3を見る限り、正徳初年には毎年二隻ずつ進貢船を派遣していたものの、正徳7（1512）年からは一隻のみの年が増え、正徳10（1515）年以降は基本的に毎年一隻しか派遣されなくなる。

33) 拙稿「琉球王国の半印勘合と明朝の朝貢勘合との関係について」（『第八回琉中歴史関係国際学術会議論文集』琉球中国関係国際学術会議編刊，2001年）。

- (1) 琉球の半印勘合における字号改定の時期は、少なくとも明末清初以前においては国王の交替の時期と符合し、請封・冊封の時点に先んじて改定されていることから、明朝の関与を想定するのは困難である（表3）。
- (2) 琉球の半印勘合に用いられる字号は、「千字文の天地・玄黄・宇宙や徳目名たる義の如く、好字に依つたものと思はれる」と解釈するのが穏当であり、「日」「本」や「暹」「羅」等、国号の二字を勘合の字号に用いる朝貢勘合とは明らかに区別される。
- (3) 琉球の半印勘合の号数は各字によってまちまちであり、少なくとも給付される勘合が計一百道と定められている朝貢勘合とは明らかに異なる。
- (4) 以上の各点から、琉球の半印勘合は明朝が関与した形跡の見られない琉球独自の制度である。底簿との関係を考えると、使節・海船の派遣先において照合しうる余地はなく、琉球側における使節・海船の管理制度として理解しうる。
- (5) 琉球の半印勘合が執照だけでなく、符文の文面中にも明記されるようになったのは1589（万暦19）年以後だが、それ以前から既に符文に対しても半印勘合は附されていたと考える方が合理的である。

以上の各点のうち、(1)から(4)までについては、既に先行研究により確認済みの事項である。一方、(5)については『宝案』中に1589年より前の半印勘合符文が、少なくとも文面からは確認できないことから、このようなことを想定した先行研究は管見の及ぶ限りでは確認できていない。従って、前述の小葉田・安里・東恩納の各氏も1589年以前については半印勘合執照のみを検討材料として琉球の海船派遣を論じている³⁴⁾。しかし、(5)で述べたような筆者の指摘は、この前提に基づいて半印勘合の字号一覧表を作成

34) 特に古琉球期にあっては史料の欠落が著しいことから、半印勘合の号数を手掛かりに海船派遣の全貌を推定しようとする試みがなされてきた。註4) 安里著書の「執照表に現れた琉球商船の全航海隻数」（55-60頁）はその一例だが、半印勘合符文の存在を考慮に入れる必要があることは既に指摘した通りである。また、赤嶺誠紀『大航海時代の琉球』（沖縄タイムス社、1988年）の「進貢船一覧表」「南海貿易船一覧表」では半印勘合の号数が欠落した海船派遣について、括弧付きでその補完が試みられているが、これもまた半印勘合符文の存在を想定しないため、その想定号数の排列には不可解な部分を含む。さらに近世琉球期については、松浦章「清代琉球国貢船の発船数について」（註27）松浦著書所収）があるが、ここでは既に文面中にその号数が明記されている半印勘合符文が捨象されており、その議論には首肯できない。言うまでもなく『宝案』における符文とは原則として京師に赴く使節に対して発給されたものであり、派遣船に対して発給されたものではない。松浦氏は「『歴代宝案』によって義字号勘合が119枚、礼字号勘合が342枚、合計460（ママ）枚の勘合が発行されたことになる。」「勘合発行数の461枚から7枚（引用者註：中国に派遣された官生、つまり国子監への琉球人留学生に発行された執照分）を差し引いた454枚が貢船の発船に発給されたことになる。ほぼ康熙2（1663）年から同治6（1867）年まで205年間に454隻であった。平均すると1年に2.2隻になる。」「基本的には二年一貢とされた琉球国であったが、上記の勘合発給数から見れば結果的には毎年二隻以上の貢船を発給していたことになる。」（すべて122頁）とするが、半印勘合符文の発給数を除外して考えればこの数字は大幅に下方修正されなければならない。近世琉球期において、朝貢船派遣は2年に1回、毎回2隻の派遣が通例であり、各船毎に執照が1件ずつと赴京使節に符文が1件発給された。そしてその翌年には赴京使節の帰国のため派遣された接貢船が1隻派遣され、そのための執照が1件発給された。すなわち通常の進貢船の往来としては、2年ごとに3隻であり、そのための半印勘合符文及び執照は計4件発給される。厳密にはその他に謝恩・慶賀・進香・漂流民送還・護送等特別の名目で派遣される船を考慮に入れる必要があるが、概ね半印勘合号数の3

したとき、より整合性を持つことが明らかとなる。

2. 琉球の半印勘合字号一覧表と琉球海船の運用の実態

表4に、そのような前提に基づく古琉球期の半印勘合字号一覧表を挙げておく³⁵⁾。この一覧表は、その文中に半印勘合の字号数が明記されている『宝案』中の執照をもとにして、明朝に派遣された海船のうち京師へ赴く赴京使節に給付された符文にも同じく半印勘合が附されていたことを前提とする。その上で、『宝案』に明記されていない符文の半印勘合字号数、並びに『宝案』では脱落している符文・執照のうちその存在が史料的に推定できる分について復元したものである。丸括弧()で示したものは、『宝案』の関連文書、もしくは『明実録』や琉球家譜資料等から想定しうるものである。若干不整合を示す箇所を残すものの、それらは概ね『宝案』の持つ史料の性格、誤字等の可能性を考慮すれば許容範囲内である。復元する手掛かりのない空白部分を除けば、ほぼ矛盾なく再構成することができたと言える。この表をもとに、古琉球期の琉球王国における使節・海船の派遣状況の概略を知ることができる。もちろん、この表に含まれない(つまり琉球王国の直接管理下には置かれていない)海船の往来や、琉球弧域内の船の往来を考慮する必要はあるものの、この表から想定できる琉球王国の海船運用の状況が、琉球における海船文化の解明にもたらず寄与は決して小さくはないと考える。

さらに、このような琉球の半印勘合制度は、東アジア海域全体に視野を広げたとき、単に琉球独自の派遣船管理制度というだけには留まらない意義を併せ持つ。朝鮮における図書制・文引制、及び15世紀後半以後の「琉球国王使」に適用された書契・割符制³⁶⁾、1567年頃以降の海澄県月港における文引制、さらには日本の朱印船貿易における朱印状等と併せ、海上交通を政治権力の証明書を通じて管理しようとする指向性の中で、東アジア海域に共時的に成立した制度枠組みの一つとして捉えることができるからである。このように考える時、琉球の半印勘合制度は政治を超えた広域の「文化交渉」における格好の素材としての地位を得ることができるのである。

／4程度が実際の派遣船数とみてよからう。前掲赤嶺著書によると、松浦氏が史料欠落のため検討範囲から除外した清初・清末期も含めて349隻という数値が提示されており(14頁、表4・清時代の貢船隻数及び搭乗員数)、1648～1876年までの229年間の推計としては、清朝の朝貢規定に照らしても概ね妥当であるというべきであろう。松浦氏が提示した「琉球国の中国への貢船の派遣は、同期間に450余隻の派遣数は清朝の朝貢規定を遙かに越えるものであったことは明白であろう」(123頁)とする見解は、撤回されるべきである。そもそも近世琉球期、とりわけ清代においては一部の欠落があるとはいえ現在利用可能な史料からその全貌を復元することがほぼ可能であり、敢えて半印勘合の号数のみに拠ってその発船数を推定する必要性は乏しい。一方、史料の欠落が著しい古琉球期にあっては、琉球の海上活動の全貌に迫るためにも半印勘合というアプローチは極めて有用であり、今後も引き続き検討されるべき課題であると考えられる。

35) なお、註33) 拙稿に掲載した「表2：琉球の「半印勘合」と符文・執照の対照(1509-1516)」に該当する部分も、今回改めて表4を作表した際に一部修正を加えている。

36) 橋本雄「朝鮮への「琉球国王使」と書契・割符制 — 15世紀の偽使問題と博多商人 —」(前掲註10) 橋本著書所収を参照のこと。

三、「海船」組織と「ヒキ」＝「陸の海船」

1、琉球の海船につけられる3つの名称

琉球の海船をみると、本稿一、で述べたように16世紀前半まではいわゆる「字号船」であり、明朝の沿海各衛所における編成字号をもって船名表記がなされていた。しかし関係史料をみると、これら字号による船名表記とは異なる船名表記を見いだすことができる。例えば『宝案』中の執照に時折見られる「控之羅麻魯（コシラマル）」（1463・天順7年³⁷⁾などは、「〇〇丸」といった名称で船を呼ぶ、日本の船舶とも通じる船名表記である。同様の船名表記として、「小梯那之麻魯」（1434・宣徳9年）、「吳羅麻魯」「徳固之麻魯」（1464・天順8年³⁸⁾、また1523（嘉靖2）年の現存最古の辞令書に見える「たから丸」³⁹⁾などが知られる。その他、「巴年之船」（1434・宣徳9年）、「杜古麻沙里」（1463・天順7年⁴⁰⁾・「読麻查理」（1465・成化元年⁴¹⁾なども同様の性格を持つ船名表記とみなせよう。

一方、それとは別に『おもろさうし』には、琉球で名付けられた海船の名前が随所に登場する。これらの名称については、主に表5のようなものが知られている⁴²⁾。海船の建造段階で明朝側の論理によって船名がつけられた後、それとは異なる二種類の船名表記が改めて琉球の側でつけられていたという事実は、それ自体が興味深い事象である。福建等の沿海衛所にて建造された琉球の海船は、明朝の衛所組織によって「字号」による船名を与えられ、琉球に回航した後には恐らくは日本の船文化に由来する船名で呼称され、さらに宗教儀礼などの際にはそれとは異なる美称でもって船の名が呼ばれ、オモロの中に謡われたのであった。いわゆる「字号船」が琉球の海船から姿を消したのちも、後二者の船名表記は琉球の海船文化の中で重要な意義を持ち続けたと思われる。これらの名称を巡る状況は、海船が琉球においてどのように位置づけられたかを考える一定の手掛かりを提供するであろう。

2、「陸の海船」としての「ヒキ」の編成

これらのうち、『おもろさうし』に見られる海船の名称と、『琉球国由来記』等に登場する「ヒキ」の

37) 『宝案』1-41-01。字号による船名表記では恭字号船。なお、成化元（1464）年の「固志羅（麻）魯」（『宝案』1-17-16）も恐らく同じ船と思われる。また、『宝案』訳注本第1冊、1-16-03注(6)（495頁）には、「某字等号海船 草稿であるための表記で、実際の咨文には派遣される船の字号が記された。船の字号とは、仁義礼智信等の徳目や千字文の好字の一字を船名とするもので、安里延は、この船名を持つ船は中国より支給されたものに限られるとし、東恩納寛惇は、この何字号というのは、これらの船がもと所属した明の衛所における原籍名号であるとする」とある。また同書1-16-21注(11)（512頁）にも関連説明がある。

38) 『宝案』1-17-15。字号表記では吳羅麻魯が安字号船、徳固之麻魯が徳字号船。

39) 高良倉吉『琉球王国の構造』（吉川弘文館、1987年）、45-49頁。字号表記では仁字号船と思われる。

40) 『宝案』1-12-18。字号表記では勝字号船。

41) 『宝案』1-17-16。

42) なお、註39) 高良著書、73頁の表Ⅱ-2『麻姓家譜』記事と残存辞令書の対応関係には、先述の「たから丸」の他に勢遣富船（正徳元年）、世統富船（嘉靖16年）、勢治荒富（嘉靖20年）という船名がみえる。それぞれ、義字号船、宇字号船、洪字号船に対応すると思われる。

名称(表6)との共通性については、早くから伊波普猷氏⁴³⁾や東恩納寛惇氏⁴⁴⁾の指摘がある。これら先学の指摘をもとに、辞令書の調査・分析を通じてヒキ制度の再構築を試みたのが高良倉吉氏⁴⁵⁾である。高良氏は古琉球期の辞令書における「ヒキ」という記載を足掛かりに、琉球の王府組織としてのヒキについて考察する。『琉球国由来記』における「引」に関する記述と、『おもろそうし』中に登場する接尾美称「富」を持つ船舶名とを関連づけて検討することによって、高良氏はヒキを「地上の海船」として、航海体制をモデルに設定されたところの一定の職制を備えた編成組織であった」とする見解を示している。確かに、そうでなければ地上の編成組織であるヒキに「船頭職」というような役職がつけられる論理は理解しがたい。さらに高良氏はヒキの持つ性格について、伊波氏と仲原善忠氏のそれぞれの所説を踏まえつつ、その軍事的性格にも言及している。しかし、既に言及したように、琉球における海船が基本的に明朝の衛所に所属した軍船に由来する以上、その海船を運用した組織に淵源を持つと考えられるヒキが軍事的性格を持つこと自体は至極当然のことと言わなければならない。さらに言えば、ヒキの形成過程をさらに考察しようとするれば、明朝の衛所における軍船の組織編成を必然的に視野に入れる必要がある。表6に見られるヒキの各役職名を見る限りでは「勢頭」「セド」が「船頭」から来た役職名称であると推測されること以外、特に軍船の組織編成に連なると思われる名称は見あたらない。もっとも、ここに挙げた表6はあくまでも古琉球に比べて形骸化の進んだ近世琉球段階の状況を示したものであり、王府機構の再編・役位序列化を推進した向象賢摂政期の康熙六年に船頭=勢頭職の格下げと共に規模の縮小・人員等の削減がなされた後のヒキの姿を記したものに過ぎない⁴⁶⁾。その機能も、たとえば「アザナ」が首里城の東西二カ所に設置されていた物見台(高アザナ、島添アザナ)の番役であるように、すべてこのような王宮の警備・門番を担当する御番役の軽卒で占められており⁴⁷⁾、ここから直接明朝沿海衛所の軍船組織との関連性を論じるのは無理であろう。それでも、近世よりも高度の役割を帯びたところの編成組織と考えられる古琉球のヒキのあり方を、明朝沿海衛所の軍船組織との関わりの中で検討する必要性については改めて意識されるべきであろう。これは決して琉球史に留まる問題ではなく、東アジア海域全体を射程に入れた研究姿勢が求められるのである。

おわりに

古琉球期における琉球王国の海船が、明朝よりの「下賜」から福建等における自弁建造、そして民間船の購入そして琉球での自造に至る流れについては、既に多くの先行研究により指摘されたところであるが、本稿ではその内容を整理しつつ、いくつかの論点について私見を提示した。まず、明朝よりの「下賜」期から福建等における自弁建造期(14世紀後半~16世紀前半)において、琉球の海船は明朝の各衛所において編成された字号により管理されていた。その船体の詳細については不明な点が多いが、断片

43) 伊波普猷「古琉球の『ひき制度』について」(『伊波普猷全集』第9巻, 平凡社, 1975年)。

44) 註5) 東恩納著書, 「航海について」中の「船及船名」, 215-225頁。

45) 註39) 高良著書, 102-119頁「ヒキをめぐる諸相」。

46) 註39) 高良著書, 105頁。

47) 註39) 高良著書, 108頁。

的な史料及び乗船員数などの状況証拠から、その規模にも時代による変化が読み取れ、なおかつその変化に対して琉球側からの主体的な適応を想定しうる。自弁建造期の末期、すなわち1510年代以降琉球の海船は急速に小型化していくが、その過程にもやはり琉球側の主体的な適応が想定され、その具体的な選択肢として字号船の小型化、「本国小船」ないしは「小船」と記録される（恐らくは）民間購入船、「土船」と記録される自力建造船などが時期を前後して出現した。近世琉球における進貢船建造・運用もその延長線上に位置づけられるとみなして間違いなからう。一方、琉球の半印勘合から復元しうる古琉球期の海船運用は、古琉球の海上活動をより具体的に提示する。同時にこの琉球の半印勘合制度は、明朝における文書一般に対する勘合制度（それは必ずしも日本等に適用された朝貢勘合に限定されない）の琉球における受容として、また日本や朝鮮などにも同時代に存在した文書による海上通交管理制度の一形態として、より広い意味での「文化交渉」の一例として位置づけることができる。さらに琉球の海船は明朝「下賜」期より琉球側で独自の名称をつけられることによって琉球社会に独特の形で位置づけられ、またその運用組織は“地上の海船”として位置づけられる古琉球のヒキ制度に多大なる影響を与えたと考えられる。琉球における国家運営組織の編成過程にも、やはり「文化交渉」の営為を読み取ることができるのである。

なお、近世琉球における海船、すなわち進貢船についても、決して多くのことが知られているわけではない。17世紀になると、琉球の家譜資料にも進貢船の建造にかんする記事が散見されるようになる。それらの記述によると、17世紀にはその建造地は「那覇（港）」「読谷山間切大湾港」「名護」「泊大方」等一定せず、あるいは船材となる材木の調達の関係で造船地が固定されなかったとも思われる。やがて那覇港南岸の「垣花網屋」に造船ドックが固定されるようになるのは17世紀末から18世紀初のことである⁴⁸⁾。進貢船の形状・規模についても史料によって幅がある。1719（康熙58）年に冊封副使として琉球を訪れた徐葆光の手になる『中山伝信録』は、その船型を福建の「鳥船」のようであると、長さを八丈余（約26m）、幅二丈五・六尺（約8～8.3m）とする⁴⁹⁾。ただし、これは他の史料に見える数値よりかなり小さい。『大島筆記』に記録されている、1762（乾隆27・宝暦12）年に土佐に漂着した楫船（中古の進貢船）は十五反帆・長さ十一丈九尺（現代日本尺で約36.1m）、幅二丈七尺三寸（約8.3m）である。また、東京国立博物館蔵「楫船の図」・ベルリン国立博物館蔵「進貢船の図」はその寸法が同一であり、十七反帆・長さ十一丈五尺（現代日本尺で約34.9m）、幅三丈二尺（約9.7m）とする。さらに1873（明治6）年、「琉球藩雜記五」に記録された進貢船・楫船はその寸法こそ記載しないが、十五反帆であり、積高を進貢船が27万斤、楫船が1260石=31万5千斤とする⁵⁰⁾。進貢船と通例としてその中古を流用する

48) 『麻姓家譜』（田名家）によると、康熙37（1698）年のこととして、「進貢唐船兩艘」を垣花網屋で造営したとする記載がある。『那覇市史』資料編1-7・家譜資料1・首里系（那覇市企画部文化振興課、1982年）。

49) 『中山伝信録』巻五、貢舶の条に「貢舶、式略如福州鳥船。船掖施櫓、左右各二。船長八丈餘、寬二丈五、六尺。」とある。

50) 註22)を参照のこと。なお、山形欣哉「失われた琉球船の模型制作」（尚古集成館（編）『失われた琉球船復元 — 尚古集成館「平成の大改修」特別展図録』編者刊、2005年）は、現在九州国立博物館に所蔵されている進貢船模型、及び（社）霞会館資料展示委員会（編）『鹿鳴館秘蔵写真帖』（平凡社、1997年）所収の琉球楫船の写真（236頁）の検討も含め、復元模型の緒元を、十二反帆・惣長90尺（27.3m）・龍骨長62.5尺（18.9m）・幅26.0尺（7.9m）・深10.0尺（3.0m）

楷船とて積高に4万5千斤の差が生じているのは、換装時の改造の影響か、あるいは造船時の個別差によるものか、にわかに判断しがたい。なお、これら海船の乗員数は、最大で143名（19世紀・謝恩進貢時）、楷船として運用される時には50名前後であった。

これら近世琉球の進貢船については、もちろん本稿で論じたところの古琉球からの海船の文化的影響を考慮する必要があるが、それとは別に近世琉球期における東アジア海域レベルでの文化交渉の視点も同時に重要となる⁵¹⁾。加えて、近世琉球への転換に伴う琉球王国の歴史的位置、そして海上活動への関わり方やその意義の変容など、琉球の主体的条件の変化をも含めた総合的な検討がなされるべきであろう。それはもちろん歴史学に限定されない、様々な研究領域の相互協力を必要とする作業である。また、現在造船工学的アプローチからも研究が進められており、その成果が待たれるところである⁵²⁾。これら今後の研究における可能性、そして琉球における様々な要素の「主体性」の析出という課題も含め、まさに「文化交渉」の結節点に琉球の海船は存在しているのである。

と定めている。筆者は造船に関しては全くの素人であり、これらの数値の妥当性について論じる資格を持たないが、後考のためひとまず数値を提示しておく。なお当該文献の参照にあたり、東海大学海洋学部の八木光教授に便宜を図っていただいた。ここに記して謝意を表す。

51) 山形欣哉氏は「『唐船絵巻』の台湾船と同じ特徴を持った琉球船が薩摩に入港する絵もあり、このことは後世まで船を外から買っていた可能性も否定できない。」とする（註22）山形著書、140頁）。

52) 「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成 ― 寧波を焦点とする学際的創生 ―」（平成17年度～21年度文部科学省特定領域研究、通称にんぶろ）における「日中交流史における海事・造船技術に関する工学的検討」（研究代表者：寺尾裕）では、琉球進貢船の復元とその造船技術・航海技術等の工学的検討が進められている。

表1 琉球の「字号船」一覧⁵³⁾

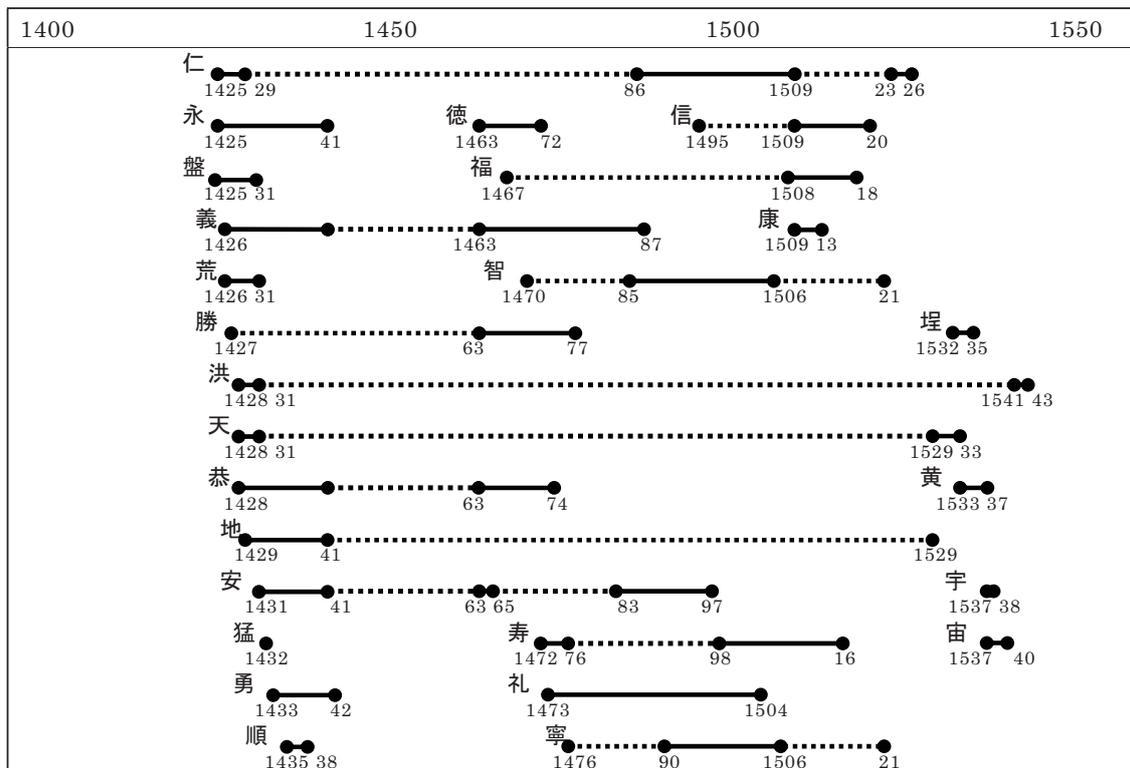


表2 『崇武所城志』戦船に見える船隻一覧

	船隻の管轄者	船隻情報
(1)	百戸・白	勝字二号・八百料官船一隻
(2)	百戸・張	勇字六十一号・四百料官船一隻
(3)	百戸・祖	勇字六十二号・四百料官船一隻
(4)	百戸・申	勇字六十五号・四百料官船一隻
(5)	百戸・王	勇字六十六号・四百料官船一隻。
(6)	百戸・経	勇字五十九号・四百料官船一隻。
(7)	百戸・徐	哇字十一号・四百料官船一隻。
(8)	百戸・朱	勇字六十号・四百料官船一隻。
(9)	百戸・呉	勇字六十三号・四百料官船一隻。
(10)		福字一百二号八幡快船一隻。
(11)		福字一百三号八幡快船一隻。

53) 『宝案』より確認できる字号船を各字毎に列記した。なお、11年以上記載が見られない時期については破線により区別した。なお、本表作成に当たっては、本文註4) 安里著書巻末の琉球船航海表、本文註34) 赤嶺著書所収の進貢船一覧表・南海貿易船一覧表なども参照した。

表3 琉球の「半印勘合」における字号（史料から確認できる範囲）⁵⁴⁾

字号	発給期間	国王治世
義字 ?~77	1426(宣徳元)~1428(宣徳3)	尚巴志
地字 121~192	1467(成化3)~1476(成化12)	尚徳・尚円
玄字 2~240	1477(成化13)~1526(嘉靖5)	尚真
黄字 4~73	1529(嘉靖8)~1555(嘉靖34)	尚清
宇字 2~44	1557(嘉靖36)~1572(隆慶6)	尚元
宙字 3~39	1573(隆慶7)~1588(万暦16)	尚永
洪字 2~70	1589(万暦17)~1619(万暦47)	尚寧
仁字 4~75	1623(天啓3)~1653(順治10)	尚豊・尚賢・尚質
義字 1~119	1663(康熙2)~1722(康熙61)	尚質・尚貞・尚敬
礼字 1~343	1723(雍正元)~1868(同治7)	尚敬~尚泰

表4 琉球の「半印勘合」と符文・執照の対照（1467-1609）⁵⁵⁾

字号	西暦	発給月日	種別	船字	筆頭使者名	目的・目的地	宝案番号
義□	1426	宣徳元年3月11日	執照	盤	使者・阿蒲察都	進貢	1-28-01
~							
義77	1428	宣徳3年9月24日	執照	海船	頭目・実達魯	旧港	1-42-01
~							
地(120)	(1467)	(成化3年8月9日)	(符文)	(福)	(正議大夫・程鵬)	(謝恩)	
121		同上	執照	福	同上	同上	1-28-02
(122)		(成化3年8月□日)	(執照)	-	正使・沈満布	(満刺加国)	*1-41-11
(123)		(同上)	(執照)	-	正使・鄔普察都	(蘇門答刺国)	*1-41-10
(124)	(1468)	(成化4年8月15日)	(符文)	(徳)	(長史・蔡環)	(進貢)	
125		同上	執照	徳	同上	同上	1-28-03
(126)		(同上)	(符文)		(使者・查農是)	(同上)	
(127)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	
(128)		(同上)	(執照)	-	正使・安遠路	(満刺加国)	*1-41-12
(129)		(同上)	(執照)		正使・巴那仕古	(蘇門答刺国)	*1-41-13
(130)	1469	成化5年8月15日	符文	徳	正議大夫・程鵬	進貢	1-23-03
(131)		(同上)	(執照)	(徳)	(同上)	(同上)	

54) 本文註33) 拙稿, 345頁。

55) 本表は現存する『宝案』所収文書及び『明実録』・琉球家譜資料等にもとづき、本来対応していたと思われる半印勘合番号を可能な限り復元して一覧表としたものである。丸括弧()で表記した項目は、その番号及び内容は明記されていないが関連する記述からそのように想定しうる内容を示す。「船字」欄中の「○小」は「○字号小船」の、「本小」は「本国小船」の、「小土」は「小土船」の略。「宝案番号」中の*に続いて宝案番号が記載されているものは、それ自身が該当する符文／執照ではないが、その存在を示す関連文書の番号。該当番号が丸括弧で示され、宝案番号が空欄のものは、同日付符文・執照からその存在が推定されることを示す。また、『明実録』中の史料については原則として和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子『『明実録』の琉球史料』(一)~(三)、(助)沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室、2001~2006年の整理番号を、家譜資料については『那覇市史』資料編家譜資料の冊数／記載ページを「宝案番号」欄に示した。その他については別途註を参照のこと。

古琉球期の琉球王国における「海船」をめぐる諸相（岡本）

(132)		(同上)	(符文)		(長史・梁賓)	(同上)	
(133)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	
(134)		(同上)	(執照)	-	正使・読詩	(暹羅国)	*1-41-15
(135)		(成化5年8月15日)	(執照)	-	正使・阿普斯	(満刺加国)	*1-41-14
(136)	1470	成化6年9月7日	符文	智	長史・蔡璟	謝恩	1-23-04
137		同上	執照	智	同上	同上	1-28-04
(138)		(同上)	(符文)		(使者・実奇那)	(同上)	
(139)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	
(140)		(成化6年□月□日)	(執照)		正使・安遠路	(満刺加国)	*1-41-16
~							
	(1471)	(成化7年9月)	(執照)		(通事・林昌)	(同上)	*1-12-25
		(成化7年)	(執照)		(通事・陳泰)	(同上)	*1-41-18
		(同上)	(符文)		(長史・梁応)	(進貢)	*憲宗19
		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	*憲宗19
	(1472)	(成化8年9月20日)	(執照)		(正使・王達魯)	(満刺加国)	*1-41-18
		(成化8年9月28日)	(符文)	(寿)	(王舅・武夷)	(謝恩)	*1-17-18
		(同上)	(執照)	(寿)	(同上)	(同上)	*1-17-18
		同上	符文	徳	正議大夫・程鵬	同上	1-23-05
		(同上)	(執照)	(徳)	(同上)	(同上)	
		(同上)	(執照)		(正使・沈満志)	(満刺加国)	*1-41-19
~							
(158)	1473	成化9年9月3日	符文	義	長史・蔡璟	進貢	1-23-06
(159)		(同上)	(執照)	(義)	(同上)	(同上)	
(160)		(同上)	(符文)		(使者・安遠路)	(同上)	
(161)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	
(162)		(同上)	(符文)	(礼)	(使者・闍那)	(同上)	
163		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-05
(164)		(同上)	(符文)		(使者・王達魯)	(同上)	
(165)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	
~							
(176)	1474	成化10年9月3日	符文	恭	正議大夫・程鵬	謝恩	1-23-07
(177)		(同上)	(執照)	(恭)	(同上)	(同上)	
(178)		同上	符文	寿	長史・李栄	同上	1-23-08
(179)		(同上)	(執照)	(寿)	(同上)	(同上)	
180		同上	執照		使者・馬勸比	補造船隻	1-28-06
~							
	1475	成化11年8月26日	符文	勝	長史・梁応	謝恩	1-23-09
		同上	(執照)	(勝)	(同上)	(同上)	
		(同上)	(符文)		(使者・亜蘇)	(同上)	
		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	
~							
(189)	1476	成化12年9月15日	符文	寿	長史・李栄	謝恩	1-23-11
190		同上	執照	寿	同上	同上	1-28-08
(191)		同上	符文	寧	正議大夫・程鵬	慶賀	1-23-10
192		同上	執照	寧	同上	同上	1-28-07
~							

玄(1)	1477	成化13年 8月20日	符文	義	長史・梁応	請封	1-23-12
2		同上	執照	義	同上	同上	1-28-09
(3)		同上	符文	勝	使者・達魯每	同上	1-23-14
(4)		(同上)	(執照)	(勝)	(同上)	(同上)	
(5)		同上	符文	礼	使者・亜蘇	同上	1-23-13
6		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-10
~							
		(成化13年)	(執照)		(正使・澹馬巴)	(暹羅国)	*1-39-14
	(1478)	(成化14年)	(符文)		(使臣・李栄)	(迎封・進貢)	*憲宗34
		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	*憲宗34
		(同上)	(執照)		(正使・倪実)	(暹羅国)	*1-39-14
~							
(16)	(1479)	(成化15年 9月26日)	(符文)	(義)	(王舅・馬怡世)	(謝恩)	*1-17-19
(17)		(同上)	(執照)	(義)	(同上)	(同上)	*1-17-19
(18)		同上	符文	礼	正議大夫・程鵬	同上	1-23-15
19		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-11
~							
		(成化15年)	(執照)		(使臣・泰刺)	(暹羅国)	*1-39-11
		(成化16年)	(執照)		(使・武志馬)	(同上)	*1-39-16
		(同上)	(執照)		(正使・倪始)	(同上)	*1-39-17
		(同上)	(執照)		(使臣・通事等)	(滿刺加国)	*1-39-15
	(1481)	(成化17年 8月12日)	(符文)		(正議大夫・梁応)	(進貢)	
		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	
		同上	符文	礼	長史・蔡曦	同上	1-23-16
		(同上)	(執照)	(礼)	(同上)	(同上)	
		同上	符文	義	使者・泰那	同上	1-23-17
		(同上)	(執照)	(義)	(同上)	(同上)	
		(同上?)	(執照)		(官生・蔡賓)	(官生入監)	*1-18-01
~							
(38)	1483	成化19年 8月 6日	符文	義	正議大夫・程鵬	進貢	1-23-18
39		同上	執照	義	同上	同上	1-28-12
(40)		同上	符文	礼	長史・蔡璋	同上	1-23-19
41		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-13
(42)		同上	符文	安	使者・尤那是古	同上	1-23-20
43		同上	執照	安	同上	同上	1-28-14
~							
(46)	1485	成化21年 8月12日	符文	礼	長史・蔡曦	進貢	1-23-22
(47)		(同上)	(執照)	(礼)	(同上)	(同上)	
(48)		同上	符文	智	正議大夫・程鵬	同上	1-23-21
49		同上	執照	智	同上	同上	1-28-15
(50)		同上	符文	義	使者・泰那	同上	1-23-23
51		同上	執照	義	同上	同上	1-28-16
(52)							
(53)	(1486)	(成化22年 9月25日)	(符文)	(仁)	(王舅・馬審礼)	(謝恩)	
54		同上	執照	仁	同上	同上	1-28-17
(55)		同上	符文	安	長史・鄭玖	同上	1-23-24

古琉球期の琉球王国における「海船」をめぐる諸相（岡本）

56		同上	執照	安	同上	同上	1-28-18
~							
(60)	1487	成化23年 8月11日	符文	智	正議大夫・程鵬	謝恩	1-23-25
61		同上	執照	智	同上	同上	1-28-20
(62)		同上	符文	義	使者・皮揚那	慶賀	1-23-27
63		同上	執照	義	同上	同上	1-28-19
(64)		同上	符文	礼	使者・安丹惹	謝恩	1-23-26
65		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-21
~							
(71)	(1489)	(弘治2年 9月12日)	(符文)	(智)	(王舅・麻勃都)	(慶賀登極)	
72		同上	執照	智	同上	同上	1-28-22
(73)		同上	符文	仁	正議大夫・梁徳 ⁵⁶⁾	慶賀登極 ⁵⁷⁾	1-24-01
74		同上	執照	仁	同上	同上	1-28-23
(75)		同上	符文	安	長史・梁能	進貢	1-24-03
76		同上	執照	安	同上	同上	1-28-24
(77)		同上	符文	礼	使者・嘉満度	同上	1-24-04
78		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-25
(79)		同上	符文	-	使者・馬仁	進香	1-24-02
~							
(82)	(1490)	(弘治3年 9月3日)	(執照)		(正使・嘉満度)	(大泥国)	*家2/201
(83)	1491	弘治4年 8月21日	符文	智	正議大夫・梁徳	進貢	1-24-05
84		同上	執照	智	同上	同上	1-28-26
(85)		(同上)	(符文)	(礼)	(長史・鄭玖)	(同上)	
86		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-27
(87)		同上	符文	仁	使者・紀闌丹	同上	1-24-07
88		同上	執照	仁	同上	同上	1-28-28
(89)		同上	符文	安	使者・裴揚那	同上	1-24-06
(90)		(同上)	(執照)	(安)	(同上)	(同上)	
~							
(94)	(1492)	(弘治5年 9月)	(執照)		(正使・裴揚那)	(暹羅国)	*家2/756
(95)	1493	弘治6年 8月20日	符文	安	正議大夫・梁徳	慶賀・進貢	1-24-08
96		同上	執照	安	同上	同上	1-28-29
(97)		同上	符文	仁	長史・梁能	同上	1-24-09
98		同上	執照	仁	同上	同上	1-28-30
(99)		同上	符文	智	使者・鄔菩世	同上	1-24-10
100		同上	執照	智	同上	同上	1-28-31
~							
(104)	1495	弘治8年 8月16日	符文	仁	正議大夫・鄭玖	進貢・謝恩	1-24-11
105		同上	執照	仁	同上	同上	1-28-32
(106)		同上	符文	智	長史・蔡賓	同上	1-24-12
107		同上	執照	智	同上	同上	1-28-33
(108)		同上	符文	礼	使者・闌那	同上	1-24-13
109		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-34

56) 『宝案』 訳注本の当該文書総注を参照のこと。

57) 皇后に対する慶賀。

(110)		(同上)	(符文)	(信)	(使者・馬佳尼)	(同上)	
111		同上	執照	信	使者(・馬佳尼)	同上	1-28-35
~							
(115)	1497	弘治10年7月13日	符文	安? ⁵⁸⁾	正議大夫・程璉	進貢	1-24-14
116		同上	執照	礼?	同上	同上	1-28-36
(117)		(同上)	(符文)	(仁)	(長史・梁能)	(同上)	
118		同上	執照	仁	同上	同上	1-28-37
(119)		同上	符文	智	使者・沙普魯	同上	1-24-15
120		同上	執照	智	同上	同上	1-28-38
~							
(124)	(1498)	(弘治11年8月22日)	(執照)		(正使・宋能)	(仏大泥国)	*安里 ⁵⁹⁾
(125)	1499	弘治12年8月3日	符文	礼	正議大夫・鄭玖	進貢	1-24-16
126		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-39
(127)		同上	符文	智	長史・蔡賓	同上	1-24-17
128		同上	執照	智	同上	同上	1-28-40
(129)		同上	符文	仁	使者・安丹惹	同上	1-24-18
130		同上	執照	仁	同上	同上	1-28-41
~							
(135)	1501	弘治14年8月9日	符文	礼	正議大夫・程璉	進貢	1-24-19
(136)		(同上)	(執照)	(礼)	(同上)	(同上)	
(137)		同上	符文	智	長史・梁能	同上	1-24-20
138		同上	執照	智	同上	同上	1-28-42
~							
(143)	1504	弘治17年7月12日	符文	智	正議大夫・程璉	進貢	1-24-21
144		同上	執照	智	同上	同上	1-28-43
(145)		同上	符文	礼	長史・梁能	同上	1-24-22
146		同上	執照	礼	同上	同上	1-28-44
(147)		同上	符文	仁	使者・益沙每	同上	1-24-23
148		同上	執照	仁	同上	同上	1-28-45
※ ⁶⁰⁾		同上	符文	智	正議大夫・鄭玖	同上	1-24-24
14_※		(同上?)	執照	智	同上	同上	1-28-46
※		(同上?)	符文	礼	長史・蔡賓	同上	1-24-25
~							
(153)	1506	正徳元年9月2日	符文	智	王舅・亜嘉尼施	慶賀登極	1-25-01
(154)		(同上)	(執照)	(智)	(同上)	(同上)	
(155)		同上	符文	義 ⁶¹⁾	正議大夫・鄭玖	進貢	1-25-02
156		同上	執照	義	同上	同上	1-29-01

58) 「安」字号船か「礼」字号船のいずれかが誤字と思われる。

59) 本文註4)安里著書, 294頁に, 「次いで鄭氏家譜は明応7年8月22日(弘治11年・2158年)正使宋能・通事鄭規の渡佛の事を記してゐる」とある。

60) 以下※で示した三件の文書については, 実際には使用されなかったと見られる。『宝案』訳注本1-24-24総注を参照のこと。

61) 当該文書中には「仁」字号船と記されているが, 同日付で別に仁字号船が派遣されていることから, 「義」字号船が正しいと考えられる。

古琉球期の琉球王国における「海船」をめぐる諸相（岡本）

(157)		(同上)	(符文)			(進香) ⁶²⁾	
(158)		同上	符文	仁	使者・馬寧久	進貢	1-25-03
159		同上	執照	仁	同上	同上	1-29-02
(160)	1507	正徳2年8月19日	符文	寿	正議大夫・程璉	進貢・謝恩	1-25-04
161 ⁶³⁾		同上	執照	寿	同上	同上	1-29-03
(162)	1508	正徳3年8月13日	符文	福	正議大夫・梁能	進貢	1-25-05
(163)		(同上)	(執照)	(福)	(同上)	(同上)	
(164)		(同上)	(符文)	(義)	(長史・蔡遷)	(同上)	
165		同上	執照	義	同上	同上	1-29-04
166		同上	執照		使者・麻美子	駕船回国	1-29-05
(167)							
(168)	(1509)	(正徳4年8月18日)	(符文)		(正議大夫・程璉)	(進貢・謝恩)	
(169)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	
(170)		同上	符文	仁? ⁶⁴⁾	長史・陳義	同上	1-25-06
171		同上	執照	義?	同上	同上	1-29-06
172		同上	執照	寧	正使・勿頓之玖	暹羅国	1-42-02
(173)							
174		正徳4年8月18日	執照	康	正使・佳満度	満刺加国	1-42-03
175		正徳4年10月9日	執照	信	正議大夫・鄭玖	暹羅国 ⁶⁵⁾	1-42-04
176		同上	執照	信	同上	安南国	1-42-05
(177)	1510	正徳5年8月19日	符文	寿	正議大夫・梁能	進貢	1-25-07
178		同上	執照	寿	同上	同上	1-29-07
(179)		同上	符文	康	長史・蔡遷	同上	1-25-08
180		同上	執照	康	同上	同上	1-29-08
181		同上	執照	義	正使・王麻不度	満刺加国	1-42-06
~							
(184)	1511	正徳6年8月13日	符文	福	正議大夫・梁寛	進貢	1-25-09
(185)		(同上)	(執照)	(福)	(同上)	(同上)	
(186)		(同上)	(符文)		(長史・陳義)	(同上)	
(187)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	
188		同上	執照	康	正使・馬彼比	満刺加国	1-42-07
(189)							
(190)	1512	正徳7年8月13日	符文	康	長史・蔡遷	進貢	1-25-10
191		同上	執照	康	同上	同上	1-29-09

62) 『宝案』『明実録』等に関連する記述はないものの、通例から判断して進香のための使節派遣が想定されるため、ここに敢えて挿入した。

63) 当該文書中には玄字159号と記されており、1-29-02と重複するが、前後関係から本文書の半印勘合番号は正しくは161号であろうと判断した。

64) 訳注本当該文書注(1)は「この時の遣船が仁字と義字の二船で、程璉と陳義の乗船が混乱して記されたのであろう」とするが、単なる誤字かも知れない。

65) 訳注本1-42-05総注は「一隻の船に対して暹羅と安南むけの二通の執照が発行された珍しい例であろう」とし、他の先行研究も概ね同じ見解を示すが、梢水的人数が150名と130名で異なっていること(ただし誤字の可能性もある)、1-42-05の方は「管船直庫・火長二名」として1-42-04にはない高義の名があることなどから、1-42-04の方は派遣されなかった可能性も残る。また正使に正議大夫を充てるのも異例である。後考を俟ちたい。

192		同上	執照	義	正使・益沙每	暹羅国	1-42-08
193	1513	正徳8年8月7日	執照	義	正議大夫・梁能	同上	1-29-10
(194)		同上	符文	義	同上	同上	1-25-11
195		同上	執照	康	正使・馬參魯	暹羅国	1-42-09
196		同上	執照	寿	正使・栢古	巡達国	1-42-10
(197)	1514	正徳9年8月13日	符文	寧	長史・陳義	進貢	1-25-12
198		同上	執照	寧	同上	同上	1-29-11
(199)		同上	符文	寿	長史・蔡遷	同上	1-25-13
200		同上	執照	寿	同上	同上	1-29-12
201		同上	執照	義	正使・吾刺每	暹羅国	1-42-11
(202)	(1515)	(正徳10年)	(符文)		(正議大夫・梁能)	(進貢)	*武宗12
(203)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	*武宗12
204		正徳10年8月12日	執照	寿	正使・麻加尼	暹羅国	1-42-13
205		同上	執照	寧	正使・毛是	仏大泥国	1-42-12
(206)	(1516)	(正徳11年9月13日)	(符文)	(寧)	(正議大夫・陳義)	(進貢・謝恩)	
207		同上	執照	寧	同上	同上	1-29-13
208		同上	執照	寿	正使・栢古	仏太泥国	1-42-14
(209)	1517	正徳12年9月15日	符文	寧	長史・蔡遷	進貢	1-25-14
210		同上	執照	寧	同上	同上	1-29-14
211		同上	執照	信	正使・亜佳周	暹羅国	1-42-15
~							
215	1518	正徳13年9月18日	執照	福	正使・馬布度	暹羅国	1-42-17
216? ⁶⁶⁾		同上	執照	信	正使・麻美子	同上	1-42-16
216?		同上	執照	信	同上	巡達国	1-42-18
(217)	(1519)	(正徳14年)	(符文)		(長史・金良)	(進貢)	*武宗15
(218)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	*武宗15
(219)							
220		正徳14年8月17日	執照	寧	正使・馬勃度	仏大泥国	1-42-19
~							
223	1520	正徳15年8月19日	執照	信	正使・馬沙皆	暹羅国	1-42-21
224		同上	執照	寧	正使・馬勃度	仏大泥国	1-42-20
225	(1521)	(正徳16年)	(符文)		(王舅・達魯加尼)	(進貢・慶賀)	*世宗1
226		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	*世宗1
227		(同上)	(符文)			(進香)	*世宗1
228		正徳16年9月7日	執照	智	正使・椰末度	暹羅国	1-42-22
~							
(232)	(1523)	(嘉靖2年8月17日)	(符文)		(正議大夫・鄭繩)	(進貢・謝恩)	
(233)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	

66) 訳注本1-42-18総注は「一隻の船に対して暹羅と巡達むけに、番号が同じ二通の執照が発行された例か」とするが、半印勘合の運用を考えると無理がある。1-42-16と1-42-18を比べると、前者では「通事二員」の一人である高義が後者では「副使二員」の一人とされ、また後者には前者にない通事の蔡樟・火長の紅英の名が加えられている。両文書の内容は家譜資料にも採用されているが、ひとまずは(a)1-42-16の使船は実際に派遣されなかった、もしくは(b)使節構成員・海船の字号等が類似していたため、日付・半印勘合番号記入時に混同が起きた、のいずれかの可能性を提示しておく。

古琉球期の琉球王国における「海船」をめぐる諸相（岡本）

(234)		同上	符文	仁	長史・金良	同上	1-25-15
(235)		(同上)	(執照)	(仁)	(同上)	(同上)	
236	1523	嘉靖2年8月17日	執照		官生・蔡廷美	官生入監	1-29-15
(237)	1525	嘉靖4年8月15日	符文	仁	長史・金良	進貢	1-25-16
238		同上	執照	仁	同上	同上	1-29-16
239	1526	嘉靖5年8月15日	執照	智	正使・馬密志驥	暹羅国	1-42-23
240		同上	執照	仁	正使・白達魯	仏大泥国	1-42-24
～							
黄(1)	(1527)	(嘉靖6年)	(符文)		(正議大夫・鄭繩)	(進貢・請封)	*世宗8
(2)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	*世宗8
(3)							
4	1529	嘉靖8年2月11日	執照	義小	正使・馬沙開	仏大泥国	1-42-25
(5)		嘉靖8年8月15日	符文	天小	長史・蔡瀚	進貢	1-25-17
6		同上	執照	天小	同上	同上	1-29-17
7		同上	執照	小船	管船使者・邁志	補貢・取回	1-29-18
8		同上	執照	地	正使・陶美	暹羅国	1-42-26
9	1530	嘉靖9年8月21日	執照	天	正使・益沙每	仏大泥国	1-42-27
(10)	1531	嘉靖10年8月12日	符文	天	正議大夫・金良	進貢・謝恩	1-25-18
11		同上	執照	天	同上	同上	1-29-19
～							
14	1533	嘉靖12年正月21日	執照	本小	正議大夫・梁椿	尋貢船消息	1-29-20
(15)		(嘉靖12年8月20日)	(符文)	(黄)	(正議大夫・梁椿)	(進貢)	
16		同上	執照	黄	同上	同上	1-29-21
(17)		(同上?)	(執照)		(長史・蔡廷美)	(迎接天使)	*陳侃録 ⁶⁷⁾
18		同上	執照	天	正使・王金	暹羅国	1-42-28
(19)	1535	嘉靖14年2月8日	符文	埕/小	王舅・毛実	謝恩	1-25-19
20		同上	執照	埕/小	同上	同上	1-29-23
21	1534	嘉靖13年8月10日	執照		都通事・林盛	護送封舟	1-29-22
(24)	(1535)	(嘉靖14年10月27日)	(符文)	(本小)	(正議大夫・林盛)	(進貢)	
25		同上	執照	本小	同上	同上	1-29-24
(26)							
27	1536	嘉靖15年8月14日	執照	□	正使・馬三魯	暹羅国	1-42-29
(28)		(同上)	(執照)		(正使・呉実達魯)	(仏大泥国)	*家2/763
(29)	1537	嘉靖16年8月20日	符文	黄	正議大夫・陳賦	進貢・慶賀	1-25-20
30		同上	執照	黄	同上	同上	1-29-25
(31)		同上	符文	宇	長史・蔡廷美	同上	1-25-21
32		同上	執照	宇	同上	同上	1-29-26
33		同上	執照	宙	正使・馬密子	暹羅国	1-42-30
34	1538	嘉靖17年10月3日	執照	宇	正使・馬加尼	同上	1-42-31
(35)							
(36)	1539	嘉靖18年8月1日	符文	宙小	長史・梁梓	進貢	1-25-22
37		同上	執照	宙小	同上	同上	1-29-27
38		同上	執照	小船	都通事・林喬	護送進貢	1-29-28
39	1540	嘉靖19年9月12日	執照	宙	正使・毛是	暹羅国	1-42-32

67) 陳侃『使琉球録』, 使事紀略。

(40)	1541	嘉靖20年正月22日	符文	本小	王舅・殷達魯	進貢・慶賀	1-25-23
41		同上	執照	本小	同上	同上	1-29-29
(42)		(嘉靖20年)	(符文)		(長史・蔡廷美)	(送回陳貴等)	*世宗22
(43)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	*世宗22
44		嘉靖20年9月7日	執照	洪	正使・賈滿度	暹羅国	1-42-33
45	1542	嘉靖21年9月17日	執照	宙	都通事・蔡朝慶	側聞明旨 ⁶⁸⁾	1-30-01
(46)	(1543)	(嘉靖22年2月1日)	(符文)	(洪)	(正議大夫・陳賦)	(進貢)	
47		同上	執照	洪	同上	同上	1-30-02
48		嘉靖22年9月28日	執照	仁	正使・邁益紗	仏大泥国	1-42-34
49	1545	嘉靖24年正月11日	執照	仁小	長史・梁顛	進貢	1-30-03
50		同上	執照	小船	都通事・蔡朝慶	護送・送回	1-30-04
(51)		同上	符文	仁小	長史・梁顛	進貢	1-25-24
(52)	1547	嘉靖26年3月7日	符文	義	正議大夫・陳賦	進貢・謝恩	1-25-25
53		同上	執照	義	同上	同上	1-30-05
(54)		同上	符文	海船	長史・蔡廷会	同上	1-25-26
55		同上	執照	海船	同上	同上	1-30-06
56	1548	嘉靖27年正月28日	執照	本小	使者・馬普度	接回官員	1-30-07
(57)	1549	嘉靖28年2月13日	符文	本小	正議大夫・梁顛	進貢	1-25-27
58		同上	執照	本小	同上	同上	1-30-08
(59)		(同上)	(符文)	(海船)	(長史・蔡廷美)	(同上)	
60		同上	執照	海船	同上	同上	1-30-09
61	1550	嘉靖29年10月8日	執照	海船	正使・邁志刺	暹羅国	1-42-35
(62)							
(63)	1551	嘉靖30年8月16日	符文	海船	正議大夫・蔡廷会	進貢	1-25-28
64		同上	執照	海船	同上	同上	1-30-10
(65)		(同上)	(符文)	(海船)	(長史・梁炫)	(同上)	
66		同上	執照	海船	同上	同上	1-30-11
(67)	1553	(嘉靖32年2月10日)	(符文)	(本小)	(長史・梁炫)	(同上)	
68		同上	執照	本小	同上	同上	1-30-12
69		同上	執照	本小	使者・馬加尼	補貢	1-30-13
70	1554	嘉靖33年2月10日	執照	本小	使者・賈滿度	同上	1-30-14
71		嘉靖33年11月6日	執照	海船	正使・馬沙皆	暹羅国	1-42-36
72	1555	嘉靖34年正月10日	執照	本小	正議大夫・梁顛	進貢	1-30-15
73		同上	執照	本小	管船使者・馬伍刺	護送	1-30-16
(74)		同上	符文	本小	正議大夫・梁顛	進貢	1-25-29
~							
字(1)	1557	嘉靖36年2月9日	符文	海船	正議大夫・蔡廷会	進貢・謝恩	1-25-30
2		同上	執照	海船	同上	同上	1-30-17
(3)		同上	符文	本小	長史・蔡朝器	同上	1-25-31
4		同上	執照	本小	同上	同上	1-30-18
5	1558	嘉靖37年正月21日	執照	本小	使者・馬加泥	接回官員	1-30-19
6		嘉靖37年10月10日	執照	本小	長史・梁炫	迎接勅書	1-30-20
7	1558	嘉靖37年10月10日	執照		都通事・金昇	迎接勅書	1-30-21

68) 当該文書の冒頭には「明旨を側聞して以て遠望を慰むる事の為にす」とあり、所謂琉球での「密貿易」に端を發する陳貴事件に関連して皇帝から發せられた厳しい叱責に対する弁明が目的と見られる。

古琉球期の琉球王国における「海船」をめぐる諸相（岡本）

(8)							
(9)	1559	嘉靖38年 9月25日	符文	本小	正議大夫・蔡廷会	進貢・謝恩	1-25-32
10		同上	執照	本小	同上	同上	1-30-22
11		同上	執照	本小	使者・馬宜志	護送	1-30-23
12	1560	嘉靖39年10月29日	執照	海船	長史・梁炫	迎接天使	1-30-24
(13)							
14	1561	嘉靖40年正月26日	執照	本小	使者・馬寧久	接回官員	1-30-25
(15)		嘉靖40年 9月13日	符文	海船	王舅・源徳	進貢・謝恩	1-25-33
16		同上	執照	海船	同上	同上	1-30-26
17		同上	執照		使者・宋庇	護送天使	1-30-27
18? ⁶⁹⁾	1562	嘉靖41年 2月11日	執照	本小	使者・馬南比	探聴天使 ⁷⁰⁾	1-30-28
18?		嘉靖41年 2月15日	執照	本小	使者・馬三路	同上	1-30-29
(19)	1563	嘉靖42年 2月15日	符文	本小	正議大夫・鄭憲	進貢	1-25-34
20		同上	執照	本小	同上	同上	1-30-30
(21)							
22	1564	嘉靖43年 2月22日	執照	本小	使者・湯嘉寧	補貢	1-30-31
23		嘉靖43年10月 8日	執照	海船	正使・賈佳梓	暹羅国	1-42-37
(24)	1565	嘉靖44年 2月22日	符文	本小	長史・梁灼	進貢・謝恩	1-25-35
25		同上	執照	本小	同上	同上	1-30-32
26? ⁷¹⁾		同上	執照	本小	使者・吳桐秀	護送	1-30-33
26?		同上	執照		官生・梁炤	官生入監	1-30-34
27	1566	嘉靖45年 2月27日	執照	本小	使者・吳蒙達	接回官員	1-30-36
28		同上	執照	本小	使者・麻加寧	同上	1-30-35
(29)	1567	嘉靖46年 2月17日	符文	本小	長史・蔡朝用	進貢・謝恩	1-25-36
30?		同上	執照	本小	同上	同上	1-30-37
(31?) ⁷²⁾		同上	執照	本小	使者・華趾	護送	1-30-38
(32)	1568	隆慶 2年 2月23日	符文	本小	王舅・翁寿祥	慶賀登極	1-26-01
33		同上	執照	本小	同上	同上	1-31-01
(34)		同上	符文		使者・宗善	進香	1-26-02
35		同上	執照	本小	使者・馬南比	接回官員	1-31-02
(36)	1569	隆慶 3年 2月15日	符文	本小	王舅・毛廉	進貢・慶賀	1-26-03
37		同上	執照	本小	同上	同上	1-31-03
38		同上	執照	本小	使者・馬沈布	護送	1-31-04
39	1570	隆慶 4年 2月15日	執照	本小	使者・馬佳尼	探聴官員	1-31-05
(40)		(隆慶 4年10月20日)	執照	海船	正使・毛如徳	(暹羅国)	1-42-38
(41)	1571	隆慶 5年 2月21日	符文	本小	正議大夫・鄭憲	進貢・謝恩	1-26-04
42		同上	執照	本小	同上	同上	1-31-06

69) 訳注本当該文書総注は1-30-29と本文書と比較して「探問には船一隻を派遣するのが例であり、日付のわずかに早い本文書は使用されなかった可能性がある」とする。

70) 前年、尚元冊封のため派遣された郭汝霖等が無事帰還したかを確認するための派遣。

71) 訳注本1-30-34注(1)は、半印勘合番号が1-30-33と同じことから「何らかの誤りと考えられる」とするが、1-30-33と1-30-35の通事名が同じく「蔡朝俊」であることから、1-30-33は起草されたものの実際には発給されなかった可能性が高いと思われる。

72) 当該文書中には「宇字30号」と記されているが、恐らくは宇字31号の誤字と思われる。

43		同上	執照	本小	都通事・鄭祿	護送	1-31-07
44	1572	隆慶6年正月28日	執照	海船	使者・馬至連	接回官生	1-31-09
~							
宙(1)	(1573)	(隆慶7年2月24日)	(符文)		(陪臣)	(進貢・請封)	*万曆1
(2)		(同上)	(執照)		(同上)	(同上)	*万曆1
3		隆慶7年2月24日	執照	本小	使者・馬納里	護送	1-31-08 ⁷³⁾
(4) ⁷⁴⁾	(1574)	(万曆2年2月20日)	(符文)	(本小)	(王舅・馬忠叟)	(慶賀登極)	
(5)		同上	符文		使者・毛有倫	進香	1-26-05
6		同上	執照	本小	王舅・馬忠叟	慶賀登極	1-31-11
7	1575	万曆2年閏12月3日	執照	本小	使者・馬慶	探聽消息	1-31-12
(8)		(万曆3年2月28日)	(符文)	(本小)	(正議大夫・蔡朝器)	(進貢)	
9		同上	執照	本小	同上	同上	1-31-13
10		同上	執照	本小	使者・吳駿	護送	1-31-14
11	1576	万曆3年12月21日	執照	土船	長史・梁燦	襲封王爵	1-31-15
12		同上	執照	小船	通事・蔡朝傑	補数硫黄	1-31-16
(13)	1577	(万曆5年3月3日)	(符文)	(本小)	(正議大夫・梁灼)	(進貢・謝恩)	
14		同上	執照	本小	同上	同上	1-31-17
15		同上	執照	本小	都通事・鄭禧	護送	1-31-18
(16)							
17	1578	万曆6年4月14日	執照	本小	正議大夫・梁燦	迎接勅書	1-31-19
~							
(22)	(1579)	(万曆7年12月11日)	(符文)	(本小)	(王舅・馬良弼)	(進貢・謝恩)	
23		同上	執照	本小	同上	同上	1-31-20
25? ⁷⁵⁾		同上	執照		官生・鄭週	官生入監	1-31-21
25?	1581	万曆9年2月16日	執照	本小	正議大夫・梁燦	進貢	1-31-22
(26)		(同上)	(符文)	(本小)	(同上)	(同上)	
27	1582	万曆10年2月24日	執照	小船	都通事・鄭礼	補貢	1-31-23
(27?) ⁷⁶⁾	1583	万曆11年2月30日	符文	本小	正議大夫・梁灼	進貢	1-26-06
28		同上	執照	本小	同上	同上	1-31-24
29		同上	執照	本小	都通事・鄭礼	補貢(硫黄)	1-31-25
30	1586	万曆14年9月21日	執照	本小	都通事・梁応	進貢	1-31-26
(31)		同上	符文	本小	同上	同上	1-26-07
~							
(36)	(1587)	(万曆15年3月5日)	(符文)	(本小)	(正議大夫・鄭礼)	(進貢・謝恩)	
37		同上	執照	本小	同上	同上	1-31-27
(38)							
39	1588	万曆16年4月4日	執照	海船	使者・馬達路	探貢	1-31-28
~							
洪(1)	(1589)	(万曆17年3月11日)	(符文)	(小船)	(正議大夫・梁応)	(進貢・謝恩)	

73) 『宝案』1-31-10に同一文書が重複して収録されている。

74) あるいは宙字4号と5号は逆の可能性もあるが、ひとまず進香の符文の方を後に置く。

75) 当該文書中には「宙字25号」と記されるが、恐らくは「宙字24号」の誤字と思われる。

76) 前後の半印勘合番号の状況からみると、「宙字27号」でなければならないが、27号は既に1-31-23で使用されている。あるいは1-31-23は起草されたもの実際には発給されなかったのかも知れない。後考を俟つ。

古琉球期の琉球王国における「海船」をめぐる諸相（岡本）

2		同上	執照	小船	同上	同上	1-31-29
(3)							
4	1591	万暦19年閏2月□日	符文	小船	正議大夫・鄭礼	進貢	1-26-08
5		万暦19年閏2月14日	執照	小船	同上	同上	1-31-30
6	1592	万暦20年9月23日	執照	小船	使者・守達魯	哨探倭情	1-31-31
(7)	(1594)	(万暦21年12月26日)	(符文)	(小船)	(正議大夫・鄭礼)	(進貢)	
8	1594	同上	執照	小船	同上	同上	1-32-01
9		万暦22年10月11日	執照	鳥船	使者・于瀨	護送官員	1-32-02
(10)							
11	1596	万暦24年9月8日	執照	小船	都通事・金仕歴	進貢・謝恩	1-32-03
12		同上	符文	小船	同上	同上	1-26-09
13		同上	執照	(鳥船)	通事・梁順	護送官員	1-32-04
~							
16	1598	万暦26年4月7日	執照	小船	使者・守達魯	飛報倭情	1-32-05
17		万暦26年10月3日	執照	(閩船)	通事・梁順	同上	1-32-06
18	1599	万暦27年2月27日	執照	小船	長史・鄭道	進貢・謝恩等	1-32-07
19		同上	符文	小船	同上	同上	1-26-10
(20)							
21	1600	万暦28年2月23日	執照	小船	使者・蔡宝	補貢(硫黄)	1-32-08
22		万暦28年8月19日	執照	土船	長史・蔡奎	進貢・請封	1-32-09
(23)		(同上)	(符文)	(土船)	(同上)	(同上)	
(24)							
25	1601	万暦29年9月11日	符文	土船	正議大夫・鄭逅	進貢	1-26-11
26		同上	執照	土船	同上	同上	1-32-10
27	1602	万暦30年9月□日	符文	小船	王舅・毛繼祖	慶賀・謝恩	1-26-12
28		万暦30年9月4日	執照	小船	同上	同上	1-32-11
~							
34	1604	万暦32年9月18日	執照	海船	使者・馬似竜	迎接天使	1-32-12
(35)							
36	1605	万暦33年10月20日	符文	海船	長史・鄭俊	進貢・謝恩	1-26-13
(37)		(同上)	(執照)	(海船)	(同上)	(同上)	
~							
(41)	(1606)	(万暦34年10月18日)	(符文)	(海船)	(王舅・毛鳳儀)	(進貢・謝恩)	
42		同上	執照	海船	同上	同上	1-32-13
43	1607	万暦35年3月8日	執照	本小	使者・馬三魯	探聽消息	1-32-14
(44)		(万暦35年8月25日)	(符文)	(海船)	(長史・鄭子孝)	(進貢)	
45		同上	執照	海船	同上	同上	1-32-15
~							
50	1609	万暦37年5月□日	符文	小土	(正議大夫・鄭俊)	急報倭乱	1-26-14
51		万暦37年5月11日	執照	小土	同上	同上	1-32-16

表5 『おもろさうし』に見られる接尾美称「富」をもつ船舶名⁷⁷⁾

おしあけとみ (押明富)	すづとみ	ふさいとみ (相応富)
あまへとみ (安舞富)	すへとみ	まさりとみ
せちあらとみ (勢治荒富)	せいやりとみ (勢遣富)	まやいとみ
かほうとみ (果報富)	せりきうとみ	やらいとみ
くもことみ (雲子富)	ぢやくにとみ (謝国富)	せつぎとみ (世次富)
こがねとみ (黄金富)	てよりとみ	よひきとみ
しないとみ	はねうちとみ	世もちとみ (世持富)
しまうちとみ (島内富)	はやとみ	よ、せとみ

表6 『琉球国由来記』にみえる12ヒキの名称と人員内訳⁷⁸⁾

ヒキ名	人員内訳
勢遣富 (セイヤリトミ)	丑日番引頭。アザナ2員, 中門セド1員, 中門1員, 家来赤頭11員, 常住者1員。
世高富 (セダカトミ)	アザナ3員, 中門1員, 家来赤頭10員, 常住者1員。
浮豊見 (ウキトヨミ)	アザナ3員, 中門1員, 家来赤頭10員, 時3員, 常住者1員。
謝国富 (ジャクニトミ)	巳日番引頭。アザナ3員, 中門勢頭1員, 中門1員, 家来赤頭10員。
島内富 (シマウチトミ)	アザナ3員, 中門1員, 家来赤頭10員。
押明富 (オシアケトミ)	アザナ3員, 中門1員, 家来赤頭9員, 常住者3員, 時1員。
勢治荒富 (セヂアラトミ)	酉日番引頭。アザナ4員, 中門セド1員, 中門2員, 家来赤頭14員。
相応富 (フサイトミ)	アザナ4員, 中門2員, 家来赤頭12員, 常住者3員, 作事2員。
世持富 (ヨモチトミ)	アザナ10員, 中門8員, 御轡夫38員。
雲子富 (クモコトミ), 世次富 (ヨツギトミ), 安舞富 (アマエトミ)	

77) 本文註39) 高良著書, 113頁の表Ⅲ-3より。『校本おもろさうし』にもとづく。アンダーラインを付したものは表6のヒキ名と一致するもの。

78) 本文註39) 高良著書, 107頁の表Ⅲ-2より。『琉球国由来記』巻2, 勢頭役の項にもとづく。